妊婦・生後６ヵ月から 19 歳未満の方のためのインフルエンザ任意予防接種（任意予防接種）

インフルエンザの重症化及び感染症拡大を防ぐために、予防接種費用の7割を村で助成します。今年度より、助成対象ワクチンが「皮下接種」「点鼻接種」の二種類となりました。ワクチンの種類によって、対象者が異なりますので、注意してください。

また、昨年度までは対象者に個別に案内しておりましたが、今年度より医療機関に「湯川村任意インフルエンザ予防接種予診票」を設置しますので、その予診票を使用して接種するようになります。

ワクチンの種類	皮下接種（不活化ワクチン）	点鼻接種（弱毒生ワクチン）
助成対象年齢	生後６ヶ月～19歳未満、妊婦	２歳～19歳未満
助成回数	13 歳未満は２回、13 歳以上は１回	１回
ワクチン費用	１回につき 5,230 円	10,200 円
自己負担額	1回につき 1,500 円	3,000 円
助成の方法	①医療機関に接種の予約をします。 ②医療機関に備えてある「湯川村任意インフルエンザ予防接種予診票」に必要事項を記入し、予防接種を受けてください。 ③医療機関窓口で自己負担額（1，500円または3，000円）をお支払いください。	
予診票	実施医療機関に設置	
接種方法	腕に皮下注射	両鼻にスプレー
持参するもの	①マイナンバーカードまたは資格確認書　②母子健康手帳　③自己負担額 ＊湯川村任意インフルエンザ予防接種予診票は医療機関に用意してあります。	
実施医療機関	両沼郡・会津若松・喜多方医師会に所属する協力医療機関 ※任意予防接種は医療機関が限られるため、予約の際に確認してください。	
その他	①実施医療機関以外で接種された場合は、保健センターへご連絡ください。 ②令和8年10月1日より前に自費で接種した場合は助成対象とはなりませんので、ご注意ください。	

問合せ先：住民課保健センター　電話　0241－27－3110

